

## 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請について

### ■認定基準について

藤沢市で認定を受けるには、次の条件を全て満たしていることが条件です。

- ①事業所（法人：本店登記場所 個人：主たる事業所）が藤沢市内にあること
- ②新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、当該の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高が、前年同期比で20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること（減少していること）。

### ■申請に必要なもの

<input type="checkbox"/>	①印鑑（代理申請ではない場合） 法人：会社の実印 / 個人事業主：認印
<input type="checkbox"/>	②認定申請書（ホームページよりダウンロード可能・窓口での記入可能【要押印】） ※認定申請書は1部必要となります。 ※代理申請の場合は認定書余白に「捨印」を押印してください。
<input type="checkbox"/>	③法人（個人事業主）の实在確認書類 法人 ○法人謄本（履歴事項証明書など） または ○法人税申告書[別表1]（電子申告の場合は受付番号が記載されているもの） 個人 ○確定申告書[申告書B] ※上記以外の实在確認、事業実態がわかる資料としては「不動産賃貸契約書」、「光熱費の領収書」、 など複数の情報を組み合わせることで確認をすることも可能です。
<input type="checkbox"/>	④売上額等確認書類 ○「認定要件確認資料（売上確認資料）」（ホームページよりダウンロード可能・窓口での 記入可能【要押印】）に記載してください。 <新型コロナウイルス感染症に起因して、当該の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高 が、前年同期比で20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が前年同 期比で20%以上減少することが見込まれる（減少している）ことを確認します。記入方法が不明 の場合は試算表等をご持参ください。>
<input type="checkbox"/>	⑤委任状（金融機関等代理申請の場合） 金融機関等による代理申請の場合、委任状が必要となります。ホームページよりダウンロード可能です。

※必要書類が揃っていないと、受付できませんのでご注意ください。

※融資を受ける際は、この認定申請とは別に融資申込、金融機関及び信用保証協会による審査があります。

### ■受付時間

午前… 9:00～11:30          午後… 13:00～16:30

（平日のみの受付となりますので、ご了承ください。）

### ■認定書の交付時期

◎翌々日営業日 10時以降に交付（令和2年4月15日より審査数増加により変更となりました）  
（例：月曜日申請の方は水曜日10時、金曜日申請の方は翌週火曜日10時交付となります）

### 認定窓口・お問い合わせ先

公益財団法人 湘南産業振興財団 融資担当

所在地：〒251-0052 藤沢市藤沢607-1（藤沢商工会館2階）

TEL：0466-21-3811（直通）

FAX：0466-24-4500

H P：<http://ssc.cityfujisawa.ne.jp/yushi/>

↳こちらから、申請書のダウンロードができます。